

静岡県下水道協会

下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県下水道協会（以下「協会」という。）内において、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための試験（以下「試験」という。）、登録更新のための講習（以下「更新講習」という。）及び責任技術者の登録（以下「登録」という。）を統一的に実施するために必要な基本的事項を定め、責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省力化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者　下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道を実施する市町（以下「市町」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は、当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等　市町ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事　下水道法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。
- (4) 排水設備工事責任技術者　静岡県下水道協会会长（以下「会長」という。）が、本要綱等に基づき排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有する者として認め、協会に登録したものをいう。

第2章 排水設備工事責任技術者の試験

(試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定に当たっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験を行う。

(試験の実施機関及び実施対象)

第4条 試験は、協会が実施する。

2 試験は、協会に責任技術者として登録を受けようとする者を対象とする。

(試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、毎年、1回実施する。

2 試験は、毎回、10月に協会内で一斉に実施する。ただし、特別な理由によりこの月に実施することが困難なときは、会長が定める時期に実施する。

(試験の方式及び内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。

3 協会は、共通試験問題に加え、協会の事情等を加味した独自の2次試験又は追加講習を実施することができる。

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）並びに短期大学及び専門の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有するもの

- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、3年以上の実務経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 偽りその他不正行為等により試験の不合格を判定され、又は第11条第1項第2号の規定により試験の合格を取り消され、若しくは第18条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(試験の受験申込み)

第8条 試験を受験しようとする者は、居住地又は勤務地等の下水道管理者に対し、会長が定める期間内に、静岡県下水道排水設備工事責任技術者受験申込書を提出しなければならない。

2 その他試験の実施方法等については、別に定める。

(試験運営委員会の設置)

第9条 会長は、試験の円滑な実施を図るため、協会内に試験運営委員会を設置する。

2 試験運営委員会の構成、業務及び運営等については、別に定める。

(採点の委託)

第9条の2 会長は、試験の採点を、公益社団法人日本下水道協会に委託することができる。

(試験の合否の判定及び合格証の交付)

第10条 会長は、採点実施後又は採点結果の受領後、速やかに実施要領等に基づき、試験の合否の判定を行う。

2 会長は、試験の受験申込みをした者に前項の判定の結果を速やかに通知し、合格と判定した者（以下「合格者」という。）に対して合格証を交付するとともに、合格者名簿を作成して協会内の下水道管理者へ通知する。

(試験の合格の取消し)

第11条 会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならぬ。

(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

2 会長は、前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を当該合格者に通知するとともに、直ちに合格証を返還させなければならない。

3 会長は、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を協会内の下水道管理者に通知する。

(受験講習の実施)

第12条 会長は、試験の受験を目的とした講習会（以下「受験講習」という。）を原則として開催するものとする。

第3章 排水設備工事責任技術者の登録

(責任技術者の登録)

第13条 会長は、責任技術者についての登録を行うものとする。

(登録資格)

第14条 試験の合格者は、精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者を除き、会長に対し、責任技術者としての登録を申請することができる（以下「登録有資格者」という。）。

2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、会長にその旨を届け出るものとする。

(登録の申請)

第15条 前条に規定する登録有資格者は、試験に合格した年度における会長が指定する期日（以下「会長指定期日」という。）までに、責任技術者登録申請

書（以下「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 登録有資格者が、会長指定期日までに登録申請書を会長に提出しないときは、その資格を失う（以下「資格喪失者」という。）。ただし、資格喪失者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長指定期日の翌日（以下「資格喪失日」という。）から1年を経過する日の属する年度において会長が指定する期日までに、前項による申請書を会長に提出することができる。

（1）海外出張をしていたとき。

（2）災害が発生したとき。

（3）病気にかかり、又は負傷したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるとき。

3 前項に規定する資格喪失者は、会長に次の各号に掲げる書類を資格喪失日までに提出しなければならない。

（1）事由及び該当期間を明記している理由書

（2）前項各号に規定する事由に該当したことを証明する書類

（3）その他会長が必要と認める書類

4 会長は、登録手続終了後、速やかに登録者名簿を作成し、下水道管理者に送付するものとする。

（下水道排水設備工事責任技術者証）

第16条 会長は、登録有資格者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

4 責任技術者は、氏名及び住所に変更（住居表示を含む。）があったときは、直ちに責任技術者氏名住所変更届に変更の事実を証する書類及び責任技術者証の写しを添えて、会長に届け出なければならない。

5 責任技術者は、責任技術者証を毀損又は紛失したとき、又は氏名に変更があったときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を会長に提出し、再交付を

受けなければならない。

- 6 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく会長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(責任技術者証の有効期間)

第17条 責任技術者証の有効期間（以下「登録期間」という。）は、交付の日から5年を経過して最初に到来する3月31日（以下「登録期間満了日」という。）までとする。

- 2 責任技術者としての登録の有効期限は、登録期間満了日をその限度とする。
3 資格喪失者が、会長に第15条第3項に掲げる書類を資格喪失日までに提出かつ、資格喪失日から1年を経過する日の属する年度において会長が指定する期日までに、第15条第1項に規定する登録申請書を会長に提出したときは、資格を失わなかつたものとして、第1項及び第2項の規定を適用する。

(登録の取消し又は一時停止等)

第18条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は一定期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- (1) 条例等に違反したとき。
(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、下水道管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。
2 会長は、登録の取消し又は一時停止をしようとする場合においては、当該責任技術者に対し、弁明の機会を与えるものとする。
3 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。
(1) 死亡又は失踪の宣告を受けたとき。
(2) 登録辞退の申し入れがあったとき。
(3) 第11条第1項の規定による合格の取消しがあったとき。
(4) 第14条第2項の規定による申し出があつたとき。
(5) 第20条の規定による登録更新を受けなかつたとき。
(6) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。

(7) 第1項の規定による登録の取消しがあったとき。

- 4 会長は、登録の取消し又は一時停止の結果について、試験運営委員会において報告するものとする。

(下水道管理者の通知義務)

第19条 下水道管理者は、前条第1項各号の事実があったとき、又は判明したときは、直ちに登録取消等該当者報告書により会長に報告しなければならない。

- 2 下水道管理者は、前項の報告を行うにあたっては、当該責任技術者に事情聴取を行い、その内容を報告書に付記するものとする。

- 3 会長は、前条第1項の規定により登録を取り消し、又は登録の効力の停止をしたときは、協会内における全ての下水道管理者に周知するものとする。

第4章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(登録の更新及び更新講習)

第20条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日までにあらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

(更新講習の実施機関)

第21条 更新講習は、協会が実施する。

(更新講習の回数及び実施時期)

第22条 更新講習は、毎年、1回実施するものとする。

- 2 更新講習の実施期日は、登録期間満了日を勘案のうえ定めるものとする。

(更新講習の実施方法等)

第23条 登録更新の申請をしようとする者は、居住地又は勤務地等の下水道管理者に対し、会長が定める期間内に、責任技術者更新講習受講申込書兼登録申請書を提出しなければならない。

2 その他更新講習の実施方法等については、別に定める。

(登録更新の方式及び登録期間)

第24条 会長は、更新講習終了後、速やかに修了者に対して責任技術者証を交付するとともに、登録者台帳を作成して協会内の下水道管理者に送付するものとする。

2 更新による登録期間は、5年とする。

(更新講習運営委員会の設置)

第25条 会長は、更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に更新講習運営委員会を設置する。

2 更新講習運営委員会の構成、業務及び運営等については、別に定める。

(登録更新の特例)

第26条 会長は、指定する期日までに登録更新申請をしない者（以下「未申請者」という。）が第15条第2項各号のいずれかに該当する場合には、登録期間満了日の翌日（以下「失効日」という。）から1年を経過する日まで登録期間を延長する（以下「特例延長期間」という。）ことができる。

2 前項に規定する未申請者が、特例延長期間の適用を受けようとするときは、会長に第15条第3項各号に掲げる書類を失効日の2箇月前までに提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定により特例延長期間を適用した者（以下「特例延長期間適用者」という。）に特例下水道排水設備工事責任技術者証を交付する。

4 前項に規定する特例延長期間適用者が引き続き登録を受けようとするときは、失効日から1年を経過する日の属する年度に実施する更新講習を受講しなければならない。

5 特例延長期間適用者が更新講習を修了した場合は、第20条に規定する更新講習を修了したものとみなす。この場合における責任技術者証の登録期間は、第1項の規定を適用しない場合の登録期間とする。

第5章 雜 則

(試験、受験講習及び更新講習等の費用の徴収)

第27条 試験、受験講習、更新講習及び登録の実施並びに運営に係る経費は、原則として受験者、受講者、登録申請者及び登録更新申請者（以下「受験者等」という。）から徴収するものとし、各手数料の額は、別表のとおりとする。

2 納付された手数料は、次の各号に掲げる場合を除き、返還しないものとする。

- (1) 当該業務を協会が実施しなかった場合
- (2) 誤納付した手数料について、後日、本人から返還の申し出があった場合
- 3 第1項に規定する経費のうち、受験者等から徴収することが適当でないものについては、受験者等が手続きを行った市町の下水道管理者が負担するものとする。

(その他)

第28条 会長は、試験、受験講習、更新講習及び登録の実施に当たっては、あらかじめ、これらに参加する下水道管理者を明らかにして行うものとする。

(委任)

第29条 この要綱に定めのない事項については、必要な都度、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者として登録されている者については、この要綱の施行の日から当該下水道管理者が認めた有効期間の属する年度の1月31日までの間は、この要綱により登録された責任技術者とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内にこの要綱に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この要綱により登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の日本下水道協会静岡県支部下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて交付されている責任技術者証は、新要綱の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている合格者名簿、登録者名簿及び登録者台帳は、新要綱の相当規定に基づいて作成されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の静岡県下水道協会下水道排水

設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によったものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて交付されている責任技術者証は、新要綱の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている合格者名簿、登録者名簿及び登録者台帳は、新要綱の相当規定に基づいて作成されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表)

区分	手数料	金額
(1) 受験講習を受けようとする者	責任技術者受験講習手数料	5,000円
(2) 登録更新講習を受けようとする者	責任技術者更新講習手数料	5,000円
(3) 責任技術者試験を受けようとする者	責任技術者試験受験手数料	7,000円
(4) 責任技術者の登録を受けようとする者	責任技術者登録手数料	3,000円
(5) 責任技術者の登録を更新しようとする者	責任技術者登録更新手数料	1,500円
(6) 責任技術者証の再交付を受けようとする者	責任技術者証再発行手数料	1,000円